

平成 28 年 4 月 28 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会
会長 杉 山 正 司



平成 28 年熊本地震被災地における公文書等の保全・保存に関する要望書

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(略称「全史料協」)は、国や地方自治体、大学の公文書館、文書館等の機関及びその職員等で構成する団体です。

昭和 51 年に結成以来、歴史資料・公文書等を国民共有の財産として保存し、後世に継承、利用を促進することを目的に活動を続けています。

4 月 14 日から続く多くの地震により、熊本をはじめとする被災地では甚大な被害が発生していますが、同時に多くの公文書等が毀損・散逸しています。被災地にある公文書等の保全及び毀損資料の救済・復元は、地域住民の生活と多様な文化の再生のために不可欠で、地域の復興に取り組む上でも極めて重要なものです。

さらに、被災経過や今後の復興過程を記録する多様な資料は、国民の知る権利や後世への説明責任のために収集・保存を確実に行わなければなりません。

「公文書等の管理に関する法律」では、地方公共団体にその保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、実施する努力義務を課していますが、今回の地震による被害は極めて広範かつ深刻で国による対応と支援が必要です。

つきましては、今回の熊本地震の被災地にある公文書等について、速やかに的確な施策を実施できるよう、下記の事項について強く要望いたします。

記

- 1 被災地にある公文書等の保全と救済について万全を期すとともに、その保全・保存活動を行う自治体や団体、ボランティア等に対する支援措置を講じること。また、必要な人的派遣や施設の確保についての支援を行うこと。
- 2 国において公文書等の被災実態の調査を行うこと。その際、被災企業をはじめ民間団体や個人の記録等についても可能な限り調査の対象とすること。

- 3 被災した公文書館や類似施設の復旧・再建に必要な支援を行うこと。
- 4 被災自治体において失われた資料については、国、県、市町村、図書館・博物館等が保管、所蔵する公文書等や資料からの復元方策を検討すること。
- 5 被災から復興過程まで全体を公文書として記録し保存するとともに、民間記録も含めた多様な媒体の資料を収集・保存し継承すること。
- 6 公文書等が健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源であるという「公文書等の管理に関する法律」の趣旨を生かした「震災復興構想」を策定すること。

以上

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会事務局
〒330-0063 埼玉県さいたま市高砂 4-3-18
埼玉県立文書館内
電話 048-865-0112/FAX 048-839-0539